

西会津都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

〔西会津都市計画区域マスタープラン〕



如法寺 鳥追観音

福 島 県

目 次

1 . 基本的事項	1
1) 対象区域	1
2) 目標年次	1
2 . 都市計画の目標	2
1) 都市の現状と課題	2
2) 都市づくりの理念	5
3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ	7
4) 保全すべき環境や風土の特性	8
3 . 区域区分決定の有無	10
1) 区域区分の有無とその理由	10
4 . 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針	11
1) 主要用途の配置の方針	11
2) 土地利用の方針	11
5 . 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針	14
1) 交通施設	14
2) 下水道および河川	15
6 . 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針	16
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針	16
7 . 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針	17
1) 基本方針	17
2) 主要な公園緑地の配置方針	17
3) 実現のための具体の都市計画制度の方針	18

1. 基本的事項

1) 対象区域

本区域は、耶麻郡西会津町の行政区域の一部により構成される約4,075haである。

区 分	市町村名	範 囲	面 積
都市計画区域の範囲	耶麻郡西会津町	行政区域の一部	約4,075ha
合計	1町		約4,075ha

2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成12年度を基準とし、概ね20年後の平成32年を目標年次とする。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10年後の平成22年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に対して柔軟性を確保するため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- 都市的土地利用の規模
- 都市施設や市街地開発事業の整備目標
- 主要な緑地の確保目標

2. 都市計画の目標

1) 都市の現状と課題

広域的な視点から見た現状と課題

本区域は、福島県の北西部に位置し、北に飯豊連峰を仰ぎ、西に越後山脈が走り、東には磐梯朝日国立公園と続き、緑に恵まれた自然環境豊かな区域であり、新潟県と接していることから「会津の西の玄関口」といわれている。本区域の中央を流れる一級河川阿賀川は、会津盆地の水を集め、さらに本区域の支流が集まって日本海にそそいでいる。

本区域の気候は日本海型気候に属し、冬季は降雪量が多く特別豪雪地帯に指定されている。また、盆地特有の寒暖差の大きい内陸型気候を示しており、春から夏にかけては日較差が大きくなっている。

本区域の歴史は古く、上小島の山本遺跡や芝草・小屋田遺跡など旧石器時代や縄文中期から後期の遺跡があり、日本海側と太平洋側の接点の里として交流があったことが明らかにされている。また、会津路の山ノ神の「大山祇神社」や会津ころり三観音のひとつの「鳥追観音」など歴史的、文化的遺産が多くみられる。

江戸時代は、会津領を東西に結ぶ越後街道が、上方の塩などの物資、文物及び海産物、並びに、文化等を会津へ導入した重要な街道であり、野沢地区はその宿場町として栄えるとともに、阿賀川での舟運を利用した廻米路の一部としての役割を担っていた。

昭和29年に周辺町村との合併により、現在の西会津町を形成し、平成8年に西会津都市計画区域として指定された。

このような地勢や歴史をもつ本区域は、西会津町役場周辺を会津地域生活圏の生活中心拠点として

ア．都市機能の分担整備による圏域全体での活力維持

イ．他都市との交流による活力の創造と交流軸の整備

が課題であり、商業、住居など日常生活に関連した機能の整備を図ることが必要である。

一方、通勤、消費流動など日常生活面においては、近隣の会津若松市や喜多方市との結びつきが強い。

広域交通網は、一級河川阿賀川に平行して、一般国道49号とJR磐越西線が通っており、新潟方面と会津若松市を結んでいる。また、一般国道400号により南会津の町村と連絡しているが、冬期間は峠峠で閉鎖になる。

高速交通網として、平成9年に磐越自動車道が全線開通し、西会津インターチェンジが開設したことから、福島県を横断する高速道路として、本区域の発展に大きく寄与することが期待されている。

このように、本区域は、貴重な自然を有する地域として、自然環境と共生する魅力あるまちづくりを推進していくことが求められている。

また、会津地域生活圏の中心拠点都市である会津若松市と関連したまちづくりや、新潟県方面からの玄関口としての立地特性を活かすため、磐越自動車道のインパクトを活用できるよう、アクセス機能の強化、交流型の観光機能の整備充実などを図ることが課題となっている。

土地利用に関する現状と課題

本区域は、野沢地区、尾野本地区、群岡地区に市街地が形成されており、野沢地区には西会津町役場をはじめとする公益施設、JR野沢駅周辺には商業施設が集積している。また、本区域内においては、用途地域の指定はされていない。

都市計画区域内人口は、減少傾向にあり、高齢人口比率が高く、県下と比較して少子高齢化が進んできており、深刻な問題となっている。

本区域は、近年の少子高齢化、農業を主とした地域産業の後継者不足などの対策として、人口定住化と地域活性化を推進するため、「すべてにやさしい健康のまちづくり」を目指している。

こうしたことを踏まえ、人口減少に歯止めをかけるためには、住みよい快適な居住環境の整備が必要であり、本区域住民のふるさととなるよう、本区域の貴重な財産である自然環境との調和を図りつつ、土地利用の誘導や規制を行い、道路、下水道、公園等の都市基盤施設の整備を促進し、良好な市街地環境の形成が必要となっている。

また、農地については主要な地域産業の基盤としてその保全を図りつつ、都市と農村との適正な調和が求められている。

高齢社会への対応として健康なまちづくりのために、保健と医療、福祉が連携した都市機能の整備を図っていくとともに、雪に強い社会資本整備を進めていくことが必要である。

都市施設に関する現状と課題

交通施設としては、地域の連絡路であり本区域の骨格となる一般国道49号が東西に走り、会津盆地北部の市町村を結ぶ(主)喜多方西会津線が北上している。

また、平成9年に磐越自動車道が全面開通し、西会津インターチェンジが開設され、福島県の中通り地方、浜通り地方や新潟県方面へのアクセスが飛躍的に向上し、交流の中継拠点としての役割を担っている。

こうしたことから、磐越自動車道は、本区域の広域化を進展させるとともに、町民の暮らしや産業構造にも大きなインパクトを与えるものであり、高速交通体系を活用したまちづくりをすることが望まれている。

本区域内道路については、本地域の特別豪雪地帯といった自然的条件や少子高齢社会等を踏まえ、冬期間の交通を確保する等の克雪対策を行うとともに、利雪・親雪対策を積極的に推進し、日常生活において安全で安心できる利便性の高い道路整備が求められている。

河川・下水道については、円滑な雨水排除を図るため河川改修や下水道などを進めるとともに、阿賀川の上流域として広域的な役割を担う一級河川阿賀川などの適正な水質保全に務める必要がある。

なお、施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した誰にでも使いやすい都市施設の整備が必要である。

市街地開発事業に関する現状と課題

本区域は、住宅団地として「さゆりが丘ニュータウン」の開発を進めているが、人口定住化と地域活性化を推進するため、市街地開発事業により、公共施設整備と居住環境の改善及び宅地の利用増進を図るとともに、計画的な市街地の整備を推進し、良好な住宅宅地の供給が課題となっている。

事業実施にあたっては、集落の土地利用、景観、そして街並みに配慮しつつ、安心して暮らせる良好な居住環境を形成することが求められている。

自然環境の整備又は保全に関する現状と課題

本区域は、市街地周辺には田園風景が広がり、一級河川阿賀川の流れとともに四季を通じて風景が変わる山々が連なっている。また、「大山祇神社」や会津ころり三観音に数えられる「鳥追観音」などの数多くの社寺仏閣・史跡などの緑の資源や文化的資産を有している。

こうしたことを踏まえ、自然的、歴史的環境のさらなる保全と、必要に応じて建物等の高さには十分配慮しながら、良好な街並み景観の形成の検討を行う。

農地で適切な農業活動が行われることにより、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されることから、都市的土地利用との健全な調和を図りながら農地の保全に努める必要がある。

また、子供が気軽に遊び、高齢者等が集える場や災害時の避難場所など、居住地近くの身近な公園緑地の整備が求められている。



西会津町市街

2) 都市づくりの理念

基本理念

『若者が集う、健やかでいきいきとしたまちづくり』

会津地域の西の玄関口として、“やさしさ”をもって若者と高齢者が交流できるまちづくり
飯豊連峰を仰ぎ、西に越後山脈が走り、北には磐梯朝日国立公園と続く緑に恵まれた自然環境を活かしたまちづくり

克雪対策を行うとともに、利雪・親雪対策を積極的に推進し、四季を通して安全で安心できるまちづくり

「百歳への挑戦」をテーマとした、すべてにやさしい健康で明るいまちづくり



参拝客で賑わう大山祇神社

大規模な地形の形質変更に対する考え方

貴重な自然環境との調和を前提として、新しい産業立地、住宅開発や観光開発など、大規模な地形の形質変更の伴う開発については、農地、山林などとの調和を十分に考慮して、秩序ある土地利用の推進を図っていくものとする。

隣接市町村との空間的な結びつきに対する考え方

本区域は、会津地域生活圏の新潟県側の玄関となる都市として、都市機能の充実・強化を図り、磐越自動車道の連携軸を活用して、会津若松市や喜多方市をはじめとする隣接市町村との結びつきを強めていくものとする。

自然環境の保全に対する考え方

本区域は、飯豊連峰、越後山脈、磐梯朝日国立公園や一級河川阿賀川などの自然が地域を特徴づける重要な要素となっている。これらの自然環境を後世に継承すべき財産と位置づけ、適正に保全することを基本とする。

また、自然環境との共生を図ったまちづくりを推進していくものとする。

人口配置の考え方

本区域では、野沢地区、尾野本地区、群岡地区の市街地に人口が集中しており、今後とも市街地を中心に人口を配置することとし、快適な居住環境や都市機能の整備を図っていく。

市街地の適正規模に関する考え方

現在の市街地において、都市機能及び居住環境の整備・充実に図り、人口集積を図っていくこととし、市街地の規模は現在のまま維持する。

また、市街地周辺を豊かに取りまく農地や森林を保全し、郊外の土地利用拡大傾向の抑制を図り、効率的なまちづくりを目指す。

農地・農業に関する考え方

本区域は山間地域であるため、農地は産業基盤としてばかりでなく、貴重な平地空間としても大変重要である。このことから、農地は、地域を支える産業基盤であるとともに、平地空間の貴重な緑にもなっており、無秩序な都市的土地利用への転換は行わないよう努める。

土地利用整序の考え方

市街地においては、土地利用整序を図っていくため、用途地域の指定や特定用途制限地域の検討を行うものとする。また、周辺の農地・山林などについては都市計画に基づく特定用途制限地域や農業振興地域の整備に関する法律、森林法などにより、優良農地、森林地域などの機能の保全を図っていく。

都市防災（市民のリスク分担）の考え方

地域住民の生命と財産を守り、安心して住めるまちを形成していくため、河川・砂防の整備、滝坂地区の地すべり対策などを推進し災害防止に努める。

また、災害時の輸送路・避難路となる地域の幹線道路については、十分な幅員の確保を図るとともに、避難場所として市街地内の公園・オープンスペースの確保を図っていくものとする。

さらに、安全で安心できる災害に強い都市の形成に向け、IT（情報通信技術）を活用した各種情報の管理体制の強化、情報提供ネットワーク等との連携を図るなど、被害の回避、最小化に向けた取り組みを推進する。

都市施設の整備・配置に関して基となる考え方

都市施設については、交流ネットワークに資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮して配置することとする。

会津地域生活圏の西側の玄関口としての都市機能の向上や魅力ある居住環境の維持・増進を図るため、交通網、下水道、公園・緑地等の整備を図る。

また、自然環境及び身近な生活環境等に与える影響に十分に配慮するとともに、田園景観の保全のため農業との調和に配慮していくものとする。

さらに、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、地域住民の参加・協力のもとにユニバーサルデザインを取り入れた都市施設整備に努めることとする。

3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は、会津地域生活圏における観光交流拠点及び産業拠点としての役割を担うことが期待されており、美しい自然環境や新潟県に接する立地特性を活かして、交流型の観光機能の整備拡充を図るとともに、西会津インターチェンジを活かした産業基盤を整備し、新たな産業の創造を図っていく。

また、理想的長寿社会を目指したまちづくりを進める地域として、高齢化に対応した居住基盤の整備、都市機能の整備・充実を図っていく。

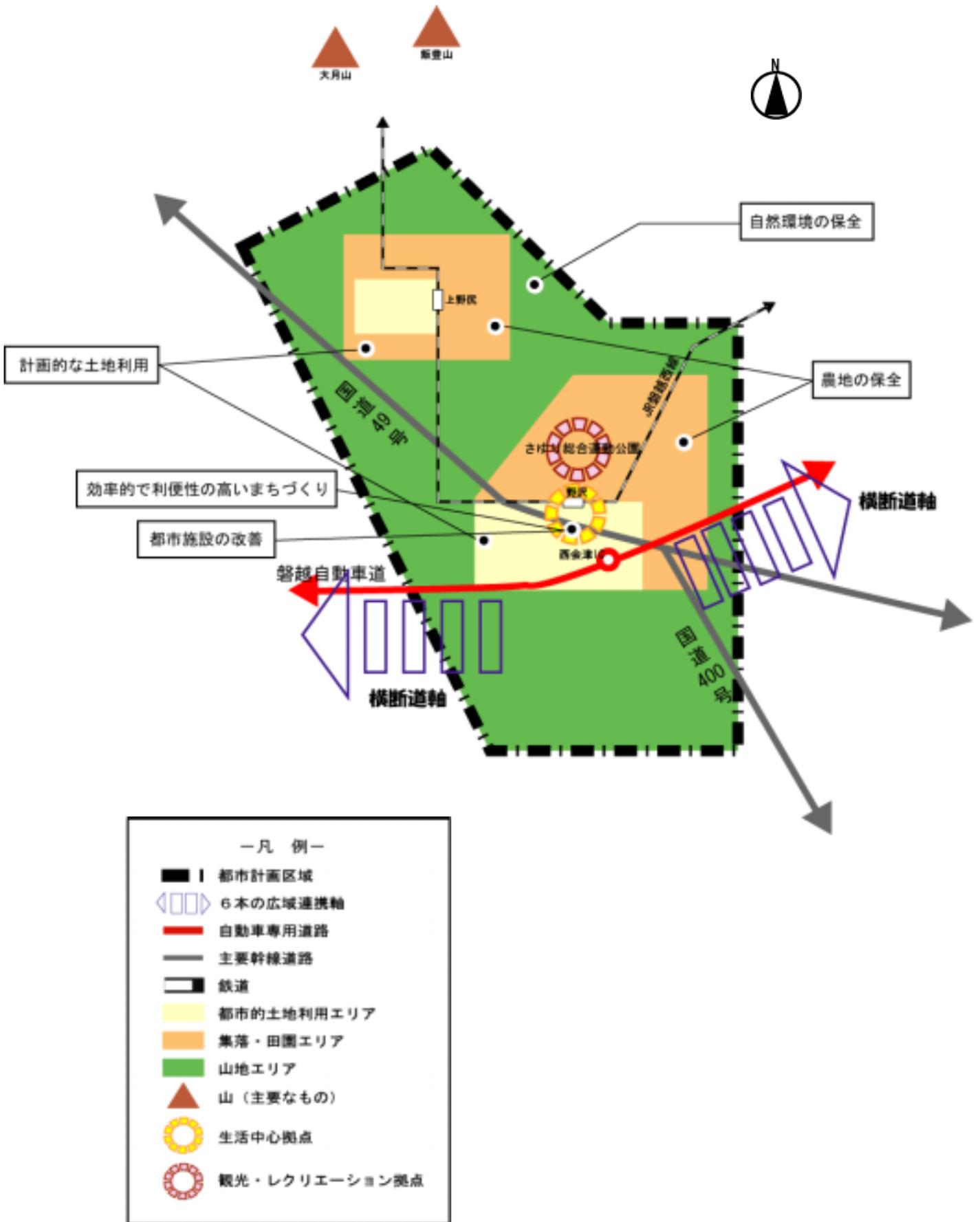
4) 保全すべき環境や風土の特性

本区域は、飯豊山麓を背景に、清らかな一級河川阿賀川の流れなど、美しい自然景観が広がっている。

また、既成市街地周辺に広がる田園やそば畑などの景観は、背景の美しい山並みと合わせ、特徴的な景観を創り出しており、次世代に受け継ぐべき景観として保全を図る。

大山祇神社や鳥追観音を始めとした歴史的遺産、文化財が多くみられ、上小島の山本遺跡や芝草・小屋田遺跡など旧石器時代や縄文中期から後期の遺跡がある。また、日本海側と太平洋側の接点の里として交流があったことが明らかにされており、歴史的遺産として次世代への文化の伝承を図っていく。

越後街道の宿場町であった野沢地区は、江戸時代、阿賀川の舟運を利用した廻米路の一部として役割を担っていたところであるとともに、往時の面影を残す道祖神を新たに設置したところであり、このような歴史を語る景観の保全を図る。



都市構造図 (参考)

3 . 区域区分決定の有無

1) 区域区分の有無とその理由

区域区分の有無

本区域では、区域区分を定めない。

判断理由

本区域は、会津地方生活圏の新潟県側の玄関口としての機能を担い、美しい自然を背景としたまちが形成されている。高速交通体系を活かした都市地域との交流や理想的長寿社会のまちづくりなどを掲げ、高齢化の進展も地域活力につなげる施策を進めている。しかし、少子高齢化による人口減少傾向は変わらず、地域の活力の維持が問題となってきた。

このような状況下においては、将来の急激かつ無秩序な市街化は見込まれないと考えられる。農地についても、農振農用地区域の指定がなされているなど、適正な土地利用を図っていく上での体制は整っていると判断される。

以上の理由により西会津都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

4．土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要用途の配置の方針

現在、用途地域は定められておらず、今後社会情勢の変化に対応して用途地域の指定を検討していくものとする。

商業地

商業地は、JR野沢駅前等の既成商業地を商業地として配置し、商業機能の拡充と快適な商業空間の形成を図り、まちの活性化に寄与する魅力ある商業地の整備を図る。

工業地

工業地は、自然環境との調和に配慮しつつ、地域資源を活用した地場産業や企業の誘致などを図り、既存企業とあわせて工業集積を図っていく。

また、工業地の形成にあたっては、周辺農地との調和と環境保全に配慮する。

住宅地

住宅地としては、既存の野沢地区、尾野本地区、群岡地区を位置付け、積雪地として望ましい居住環境と防災性の向上を図り、ゆとりある良好な居住環境の整備を図っていく。このため、生活関連施設の整備、面的整備の導入の検討などを行っていくものとする。

2) 土地利用の方針

居住環境の改善又は維持に関する方針

越後街道の宿場町として栄えた往時の面影の街並みなど、その保全に配慮しつつ、市街地における快適な居住環境の形成を図るため、公園・緑地などのオープンスペースの確保、建築物の不燃化、生活道路の整備などを推進していくものとする。

居住環境の整備にあたっては、高齢化に対応しユニバーサルデザインに配慮するものとする。

都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域に点在する屋敷林、社寺林などの良好な緑地、河川沿いの緑地などについては、保全を図るとともに、地域の人々の憩いの場としての活用を図っていくものとする。

優良な農地との健全な調和に関する方針

都市的土地利用の周辺に広がる農地は、良好な田園景観を形成しているため、これら優良な農地や生産性の高い集団農地については、今後も優良な農地として保全するとともに、都市的土地利用との調和を図っていく。

自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地周辺の農地、河川の良い自然環境は、本区域の自然的景観を構成する重要な要素であるとともに、無秩序な市街化を防止するものであることから、今後ともその保全に努める。

計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

野沢地区、尾野本地区、群岡地区の市街地については、農地などの自然環境との調和に配慮しつつ、生活基盤を整備し、定住できる居住環境の形成を図る。

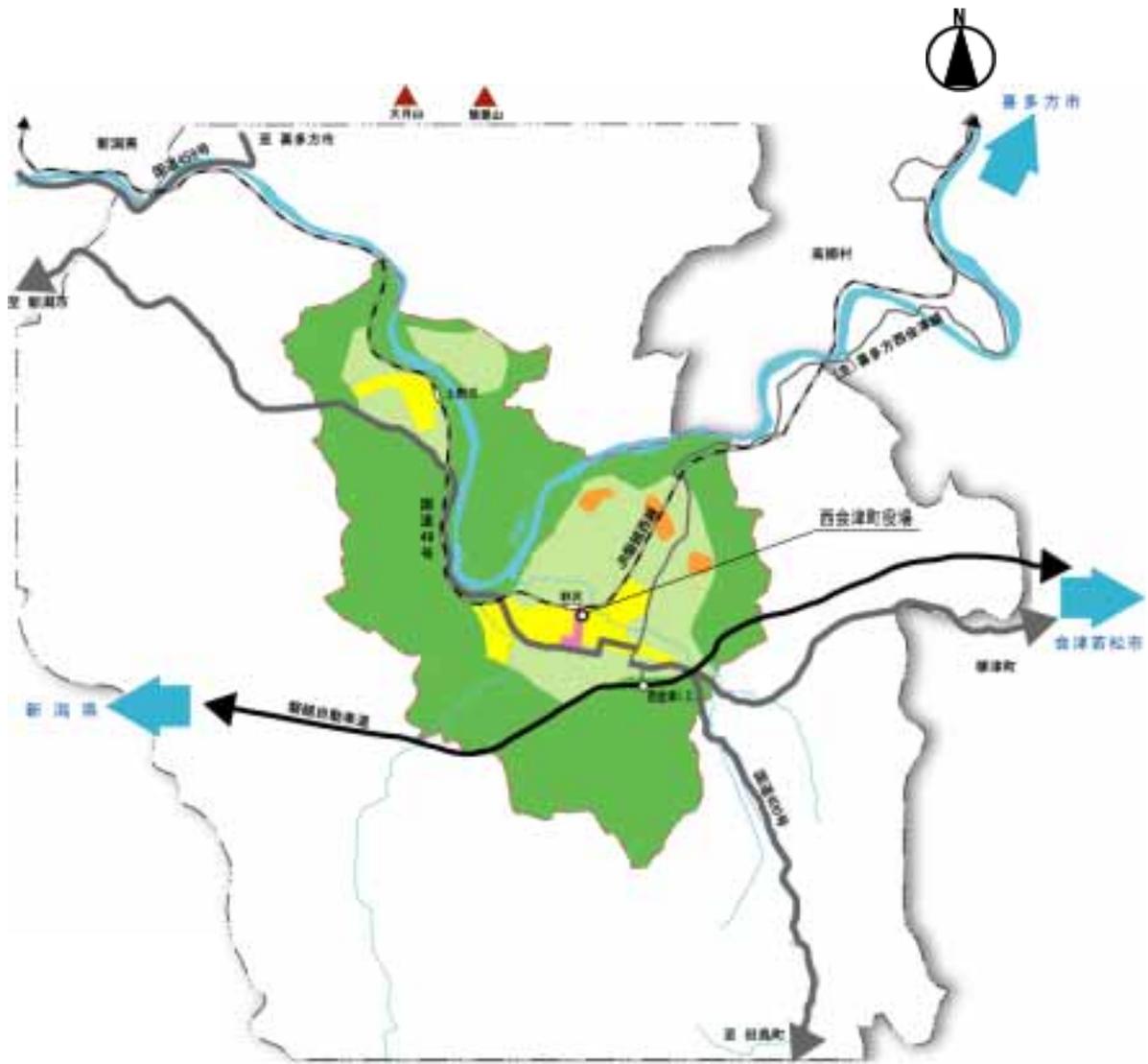
また、用途地域が定められていない区域は、主に良好な居住環境を維持・保全していく区域とする。



上空から見たさゆり公園



飯豊山麓と阿賀川



- 凡 例 —
- 都市計画区域
 - - - 市町村界
 - 役場
 - 自動車専用道路
 - 国道
 - 主要地方道
 - 鉄道
 - 河川・湖沼
 - 住居系市街地
 - 商業系市街地
 - 集落
 - 優良な農地
 - その他自然
 - ▲ 山（主要なもの）

土地利用方針図（参考）

5 . 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

なお、施設の整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを目指して、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

1) 交通施設

基本方針

他都市との広域的連携軸として磐越自動車道を位置付け、一般国道 49 号や 400 号はこの連携軸を補完する道路として整備及び機能強化を図っていくものとする。

本区域内の骨格及び地域内の生活基盤として、(主)喜多方西会津線や主要町道などの整備及び機能強化を図り、計画的な道路網の整備を図る。

また、冬期間交通の確保のため、克雪対策を行うとともに、利雪・親雪対策を積極的に推進し、日常生活において安全で安心できる利便性の高い道路整備を図る。

現在、都市計画道路はないが、今後の社会情勢の変化により、都市計画道路の決定を検討していくものとする。

歩行空間については、景観等に配慮し、全ての人々が利用しやすいようにユニバーサルデザインに配慮して整備を図る。

主要な施設の配置方針

他都市との広域的連携軸である広域幹線道路としては、磐越自動車道を骨格として、一般国道 49 号を東西軸として位置付け、機能強化を図っていくものとする。

また、磐越自動車道西会津インターチェンジへのアクセス道路の強化を図っていくものとする。

地域内道路としては、既成市街地を貫く一般国道 49 号及び県道を軸とした道路網の形成を図り、定住環境の整備を図っていくものとする。

2) 下水道および河川

基本方針

ア．下水道

一級河川阿賀川、長谷川などの水質保全に努めるとともに、良好な生活環境の形成を図るため、公共下水道をはじめ、汚水処理排水施設の整備の推進を図る。

市街地では、公共下水道事業により整備を進めるが、周辺集落地については、農業集落排水事業等との役割分担のもとに、下水道施設の普及率の向上を図る。

イ．河川

所要の治水安全度を確保し、地域住民の生活の安全を守るため、一級河川阿賀川、長谷川、安座川及び四岐川などの主要な河川の整備を推進する。

また、河川空間における生態系の保全を図るため、河川景観に配慮した整備を行うとともに、水辺空間を地域住民の憩いの場として活用を図っていく。

主要な施設の配置方針

ア．下水道

a．管渠

本区域の下水道施設は、道路、その他の公共施設の整備状況や他事業との整合を図りながら処理区域からの下水を確実に効果的に集め、処理するように配置する。

b．処理場

終末施設は、処理区域からの下水量に対して必要な処理能力を有し、放流先及び周辺の土地利用の状況を勘案し、周辺環境との調和が図られるように配置する。

主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

ア．下水道

種 別		名 称
公共下水道	単独	西会津町公共下水道

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

6 . 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に際しては、次の方針に基づくものとする。

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

公共施設の整備状況や土地利用状況を踏まえ、計画的かつ良好な市街地を一体的に整備する必要性が生じた場合は、都市的土地利用等の土地利用や道路、公園などの都市施設との総合性、一体性を確保しつつ土地区画整理事業等の市街地開発事業を実施する。

既成市街地内の良好な住環境の整備に向けて、老朽公営住宅や木造住宅の更新を促進するとともに、住宅密集地区の防災対策を含めた整備を図る。また高齢者をはじめとする住民が住み続けられるための住宅・居住環境の改善と、子育て世代にも配慮した賃貸住宅の建設誘導を促進する。

本区域においては、このような観点の下、定住に寄与する魅力ある住宅や需要に対応した住宅の供給及び地域の特色を活かした個性豊かな住宅の整備を促進し、合わせて周辺の環境と調和した魅力あるまちづくりを推進する。

7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

1) 基本方針

本区域は、都市計画区域内の公園としてさゆり総合運動公園があり、本公園をスポーツ、レジャー、交流の拠点として位置付け、その周辺部をリゾートレクリエーションゾーンとし、町外との交流拠点として町全体の活性化の核としていく。

また、地域住民の憩いやレクリエーション、健康増進の場として、また災害時の避難場所として市街地内における公園の整備推進を図る。

本区域は、緑豊かな田園と丘陵地、数多くの社寺仏閣・史跡などの緑の資源や文化的資産を有しており、これらの貴重な緑地の保全を図る。

また、住宅地においても積極的な緑化を推進する協定・条例などの導入の検討を図るとともに、必要に応じて建物等の高さ制限等により、良好な街並み景観、豊かな自然景観の維持、形成を図ることを基本とする。

河川空間においては、生態系環境の保全を図るとともに、親水空間としての整備を図り、レクリエーションの場としての活用を図る。また、緑地・公園・史跡や河川空間と市街地を有機的に連携させ、水と緑のネットワークの形成を図る。

主に農地によって形づくられる田園風景は、郷土を代表する景観となっており、地域にとって貴重な資源であるため、自然的環境として保全する。

2) 主要な公園緑地の配置方針

環境保全システムの配置方針

市街地を取り巻く良好な緑を湛える森林地域は、動植物にとっての生息地として、また貴重な緑地として環境の保全を図っていく。

地域の自然的環境の骨格となっている一級河川阿賀川や長谷川等の河川緑地も、動植物にとっての貴重な生息空間であり、また緑の軸として地域の景観を構成していることから、保全・維持を図っていく。

レクリエーションシステムの配置方針

住区基幹公園は、誘致圏、都市防災機能及び生活環境保全機能を考慮しながら配置し、本区域の広域性、多極性、あるいは地形上の特性などにより、誘致圏の整合がとれない地区においては、都市基幹公園の整備に努めることによって、地区を越えた利用を図るものとする。

また、さゆり総合運動公園及びその周辺部をレクリエーションの核として整備を図るとともに、雷山生活環境保全林及び緑地休養施設等の森林についてもレクリエーション施設として機能の充実を図っていく。

防災システムの配置方針

市街地内におけるオープンスペース、社寺、河川空間などについては、災害時の避難場所として活用を図るとともに、緑地の確保を積極的に図っていく。

景観構成システムの配置方針

市街地周辺の緑地は、地域風土の象徴となる景観構成要素として、保全・活用を図っていく。

また、住宅地における潤いを創出していくため、各住宅における積極的な緑化を推進する協定・条例などの導入を検討する。

また、連続的な緑豊かな潤い空間の創出を図るため、河川などの緑地と公園・その他緑地を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。

3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市公園施設として整備すべき公園緑地については、下表のとおりとする

公園緑地名	整備、保全方策（地域地区等を含む）
街区公園	住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。 （従来の目安は概ね500m四方に1箇所程度配置）
近隣公園	住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。 （従来の目安は概ね1km四方に1箇所程度配置）
地区公園	住居系市街地において、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。 （従来の目安は概ね2km四方に1箇所程度配置）

また、良好な自然環境の保全等を図るため、必要に応じて風致地区を指定するとともに、緑地等の保全に努める。